

10月1日から障害のある方の

NHK放送受信料の免除基準が変更

【全額免除】

◎身体障害、知的障害、精神障害の手帳をお持ちの方がいる世帯で、世帯全員が市町村民税（住民税）非課税の場合、全額免除が受けられます。

*従来の「身体障害者」「重度の知的障害者」から対象が拡大

*生活状態の条件が、「市町村民税非課税」に統一

【半額免除】

◎視覚、聴覚障害者が世帯主の場合、半額免除が受けられます。

*視覚、聴覚障害者の免除基準は変更ありません。

◎重度の障害者（身体、知的、精神障害者）が、世帯主の場合、半額免除が受けられます。

*従来の「重度の肢体不自由者」から対象が拡大

受信料免除の申請手続き

① 免除事由が確認できるもの（身体障害者手帳など）と印鑑を持参し、福祉課窓口で申請

※申請書は、NHKまたは福祉課窓口にあります。
※半額免除は、NHK千葉放送局でも受付ます。

② 福祉課で免除事由について証明し、NHK千葉放送局へ申請

送局へ申請書を送付

③ NHKにて免除事由を確認し、申請者へ「受理通知書」を送付

※住所変更などにより、契約内容に変更があった場合、また受信料免除事由が消滅した時は、NHK千葉放送局へ連絡してください。

◆連絡・問い合わせ

日本放送協会千葉放送局 営業部

☎043(227)7314

福祉課障害福祉班

☎1257

【従来の免除基準と新しい免除基準(10月1日から)】

	全額免除 (障害者の方が世帯構成員の場合)		半額免除 (障害者の方が世帯主の場合)	
	9月30日まで	10月1日から	9月30日まで	10月1日から
身体障害者	生活保護法による最低生活費の額に身体障害者特別加算額を加算した額によって営まれる生活状態以下の世帯	世帯構成員全員が、市町村民税非課税	●視覚・聴覚障害者 ●重度の肢体障害者	●視覚・聴覚障害者 ●重度の身体障害者(身体障害者手帳2級以上) ※内部機能障害等を追加
知的障害者	重度の知的障害者を構成員にする世帯で、世帯構成員全員が市町村民税非課税	世帯構成員全員が市町村民税非課税(重度以外も対象)	適用外	重度の知的障害者(療育手帳A以上)
精神障害者	適用外	世帯構成員全員が市町村民税非課税	適用外	重度の精神障害者(障害者手帳1級)

◆地域安全ニュース◆

《少年の家出防止》

夏休み明けの9月は、緊張感のゆるみから無断外泊や家出などが増える傾向にあります。また、ちょっとした心の変化や休み中の開放感が抜けきれず、数日家出し繁華街などで遊ぶ少年が増加しており、生活費や遊ぶ金を得るために万引きなどの非行に走ったり、出会い系サイトなどを興味本位で利用し児童買春などの性的犯罪の被害に遭うケースも年々増加しています。

最近では、親子関係が希薄になり自分の子供の不良行為を知らなかったり、黙認している親が増えています。まず家庭において善悪の区別や社会のルールを守ることなどについて、幼い頃から親がしっかりと愛情を持って言い聞かせ、子ども自身に納得させることが大切です。警察では、厳しく取り締まりを行う一方、ボランティアや地域のみなさんと協力しながら、少年の「家出」や「深夜はいかい」の防止に努めています。

地域の子どもは地域で育てましょう。

◆相談・問い合わせ 少年センターヤング・テレフォン(フリーダイヤル) ☎0120-783497
月～金曜日(祝日を除く) 午前8時30分～午後5時30分

障害者を対象とした「就職面接会」を開催

求人企業は約100社を予定しています。就職を希望される方は、ぜひご参加ください。(※千葉会場は事前申込が必要)

【光地域の方】 障害者ふれあい面接会

▼とき 10月21日(火) 午後2時～4時

▼ところ 銚子市保健福祉センター

◆問い合わせ 銚子公共職業安定所 ☎0479-22-7406

【横芝地域の方】 障害者雇用促進就職面接会

▼とき 10月10日(金) 午後1時～4時

▼ところ 千葉ポートアリーナ

▼申込期限 9月30日(火)

◆問い合わせ 千葉公共職業安定所 ☎043-242-1181

千葉南公共職業安定所 ☎043-300-8609